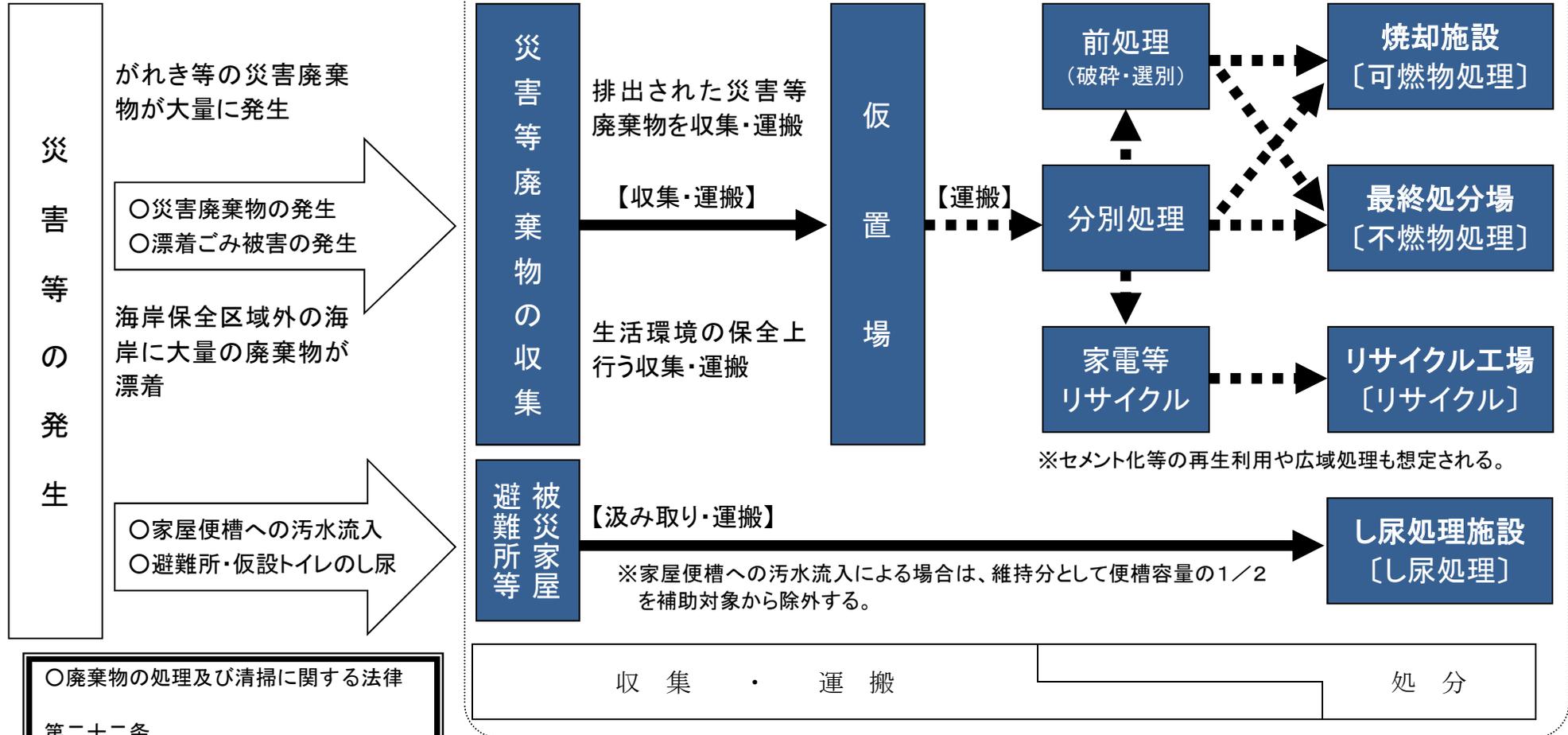


(参考) 災害等廃棄物処理事業の概要②

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m³以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。 ○事業終了までに概算払いを希望する市町村については推計による事前協議を実施（本省⇔財務省：1億円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

(参考) 災害等廃棄物処理事業の業務フロー

【一般的な事例】



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第二十二條

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

【主な補助対象経費】

- ・ 労務費
 - ・ 自動車、船舶、機械器具の借料・燃料費
 - ・ 機械器具の修繕費
 - ・ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
 - ・ 処分に要する覆土及び運搬に必要な道路整備費
 - ・ 条例に基づき算定された手数料
 - ・ 家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費
 - ・ し尿の汲み取り費用
- 等

5. 廃棄物処理施設災害復旧事業とは

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

- ①事業主体 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社
※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同総務課において実地調査等を担当する。
- ②対象事業 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。
- ③補助率 1 / 2
- ④補助根拠
- ・通常災害は予算補助
 - ・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号））
- （参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革
- ・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応
 - ・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目のうえ補正予算対応
 - ・平成 26 年度予算から当初予算に計上
- ⑤その他 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

(参考) 廃棄物処理施設災害復旧事業の概要

廃棄物処理施設災害復旧事業

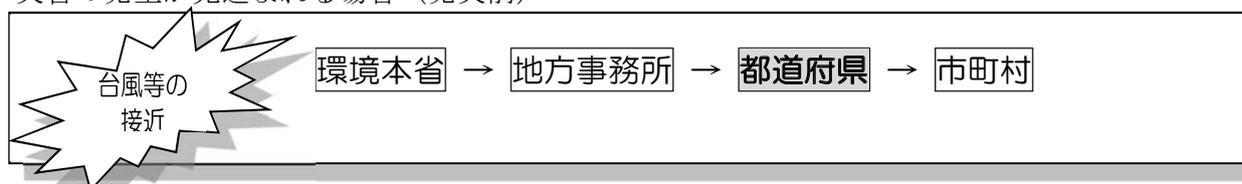
廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和元年房総半島台風及び東日本台風	平成30年7月豪雨	熊本地震	東日本大震災
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） 			
国庫補助率	1/2 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	8/10 （交付要綱）	特定被災地方公共団体の標準税収入に対する災害復旧事業費の割合に応じて 20/100以下の部分は 80/100 20/100を超える部分は 90/100 （東日本大震災財特法） その他の市町村については次により補助 1/2 （交付要綱）
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対処することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、震災復興特別交付税により措置
合計	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	100%

6. 災害発生時の対応について

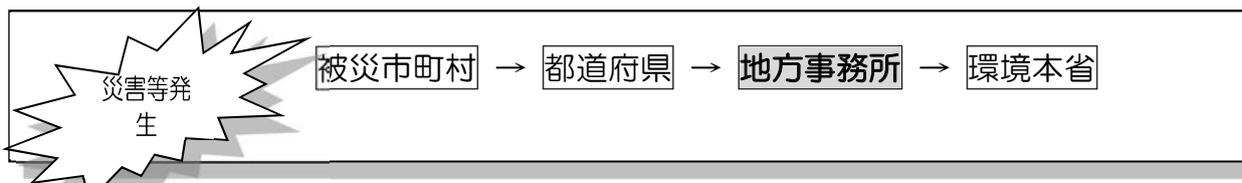
地方環境事務所（以下、「地方事務所」という。）は、管轄地域において台風・地震等の災害により、災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設が被災した場合、若しくは、それらが予想される場合において、以下のとおり対応する。

① 災害の発生が見込まれる場合（発災前）



大型の台風等、各地で災害により災害等廃棄物の発生や廃棄物処理施設の被災が見込まれる場合には、台風の接近等に合わせて環境省廃棄物適正処理推進課（以下「環境本省」という。）又は災害廃棄物対策室より、地方事務所を通じて情報収集の依頼を行うことがある。その場合、発災後に速やかな情報収集に協力いただきたい。

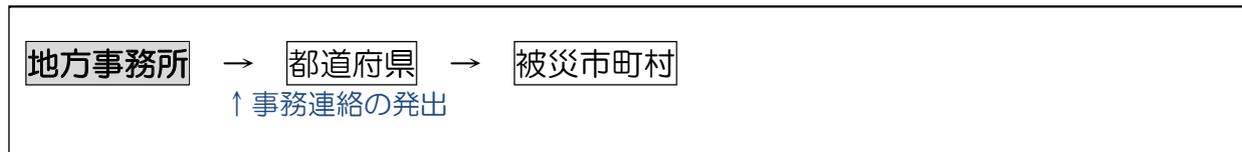
② 災害等の発生の報告（発災日～発災後数日）



災害による被害が発生した場合、都道府県を通じ被災市町村における災害等廃棄物や廃棄物処理施設の状況について情報を収集し、環境本省あてにメール等で報告いただきたい。

各地で甚大な被害が発生した場合には、内閣府（防災担当）において、政府調査団が派遣される場合があり、環境省では、平成18年7月集中豪雨（鹿児島県）以来、災害廃棄物の処理を所掌する観点から政府調査団に参加しており、環境本省において対応をしている。

③ 被災状況の把握依頼（発災日～当面の間）



地方事務所から都道府県に対し別紙様式1（被災状況把握事務連絡）により、災害等廃棄物や廃棄物処理施設における、詳細な被災状況についての把握を依頼するので、被災市町村においては、都道府県を通じて被害情報の報告を、都道府県においては管下市町村の被害情報の取りまとめを行い、地方事務所へ報告いただきたい。

（注1）都道府県からの報告は、メールによる送付で構わない。

（注2）補助金の申請が見込まれる場合、査定時において、災害の状況や災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の被災状況を写真により確認する必要があるため、写真により被災状況の記録を十分行うこと。

④ 被災状況の把握・報告（発災日～当面の間）

被災市町村 → 都道府県 → 地方事務所 → 環境本省（→ 内閣府防災担当）

地方事務所は、都道府県から報告のあった被災状況と地方事務所が独自で把握した情報（地元紙等の記事を含む。）を取りまとめ環境本省に報告すること。

なお、被災状況の報告は、発災日から1週間程度の間は、毎日（原則として土日祝日は除く。）、それ以降は環境本省から報告のタイミングについて指示を行うこととする。ただし、これに関わらず、災害発生から一定期間経過した時点で、被災状況の報告に変更がない場合や軽微な変更であれば、被災状況の内容を適宜判断し、必要に応じて報告することでも差し支えない。

大規模な災害の場合は、内閣府（防災担当）等から被災状況について随時照会があるため、災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況について随時把握すること（環境本省及び災害廃棄物対策室では、いただいた報告をもとに内閣府（防災担当）へ被害状況を報告している）。

また、別紙様式1に基づく報告については、環境本省において財務省へ予算折衝をする際の重要な資料であるため、随時更新し最新の状態を保つこと。

（注）発災直後に環境本省として重要視をしている情報は、災害廃棄物の撤去見通し、仮置場の設置状況、処理の見通し、有害物質の発生状況等のほか、家屋の全壊・半壊状況、床上・床下浸水の状況等である。

⑤ 災害等廃棄物処理事業報告書等の作成依頼（発災日から2か月程度）

地方事務所 → 都道府県 → 被災市町村
↑ 事務連絡の発出

災害等廃棄物処理事業の進捗状況や廃棄物処理施設の復旧状況を踏まえ、都道府県に対し別紙様式2（災害等報告書作成依頼事務連絡）により、実施要領に基づき、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成を依頼するので、被災市町村においては、本マニュアルの災害等報告書の作成方法に留意して災害等報告書の作成を順次進めること。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物担当課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

台風〇〇号による被災状況の把握について

日頃より廃棄物行政の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたびの台風〇〇号により、被災市町村等が実施した災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災による復旧事業について、迅速な状況把握の必要性から、別紙様式により毎日（原則、土日祝日は除く）16：00までに当課あてメール（紙で印刷した文書の送付は不要）にて御報告をお願いいたします。

なお、被災状況の報告にあたりましては、前日の内容から変更が生じた場合は、当該部分を朱書きにより御報告いただき、変更がない場合であっても、別紙様式により御報告をお願いいたします。

また、環境省においては、災害により被災市町村が実施した災害等廃棄物の処理事業及び廃棄物処理施設の復旧事業に対して、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」により支援しているところですが、緊急に対応しなければ生活環境保全上著しく支障があり、やむを得ず当該補助金における災害査定以前に災害等廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の復旧を行う場合には被災状況等の写真について入念な撮影をお願いいたします。災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況や施設の被災状況等を確認のうえ採否を決定することとしており、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合がありますので、市町村に対し周知徹底をお願いいたします。

※本事務連絡は例示であるので、文言等は適宜変更になる場合がある。

<問い合わせ・報告先> 〇〇地方環境事務所資源循環課 担当者： 電 話： E-mail：
--

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の被災状況について

都道府県名： _____ 部署名： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____

令和〇年〇月〇日 △△：▽▽現在

1. 災害等廃棄物処理事業

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	事業区分 (ごみ処理、し尿処理、漂着ごみ)	災害廃棄物 集積所数	仮置場数	仮置場所在地名称	災害廃棄物量 (t、kℓ、m ³)	事業費見込額 (千円)	被害及び処理の状況
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	ごみ処理	5	1	〇〇町1-2 〇〇公園運動場	100 t	1,000	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水□□棟 【仮置場設置期間】〇月〇日～〇月〇日 【受入期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】仮置場において災害等廃棄物の分別や前処理を行う予定。 可燃ごみ：〇〇市クリーンセンター 不燃ごみ：〇〇市最終処分場
	□□町	し尿処理				100 kℓ	400	【被害】全壊〇〇棟、半壊〇〇棟、床上浸水〇〇棟、床下浸水□□棟 【収集期間】〇月〇日～〇月〇日 【処理】〇〇市汚泥再生処理センター

※上記の仮置場数については、市町村が設置・管理している仮置場に限る。

2. 廃棄物処理施設の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇市	クリーンセンター〇〇	〇〇 t/日	平成〇年度～〇年度	10,000	停止中	焼却施設の煙突の損壊

3. 浄化槽（市町村設置型）の被害

被害をもたらした災害等 (災害等の名称、日付)	市町村名	施設名	規模	建設年度	復旧見込額 (千円)	稼働状況	人的・物的被害及び復旧の状況等
台風〇号 (令和 年 月 日)	〇〇町	浄化槽（市町村設置型）	10基	平成〇年度	1000	停止中	浄化槽及び排水管の破損 浄化槽周辺の陥没

※変更箇所は朱書きとすること。

事 務 連 絡
令和 年 月 日

〇〇県一般廃棄物行政主管課 御中

環境省〇〇地方環境事務所
資源循環課

災害等報告書の作成について（依頼）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実地調査にあたり、令和2年7月31日付環循適発第2007314号環境省環境再生・資源循環局長通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」に基づき、申請予定自治体に対し、「災害等廃棄物処理事業の報告について」及び「廃棄物処理施設被害状況の報告について」の作成依頼をお願いします。

また、災害等報告書に添付して頂きたい資料及びその他参考資料等について以下のとおり御連絡します。お手数をおかけしますが、限られた時間の中で効率的に実地調査を行うため、御協力をお願いします。なお、災害等報告書提出時点から現地調査までに日数を要する場合は、どの日付までを実績として計上するか等事前にご相談ください。

○災害等報告書に添付する資料

1. 災害時の気象データ（气象台、都道府県、市町村等での公的データ）

- ①降雨：最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況
- ②暴風：風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
- ③地震：震度、震源地等

2. 写真

- ①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの
- ②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

3. 地図（地図上に以下の場所を明示すること）

- ①気象観測地点
- ②仮置場
- ③廃棄物処理施設
- ④被災状況写真の撮影地点
- ⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

4. 事業費算出内訳の根拠資料

- ①積算単価の根拠が確認できるもの
三者見積や都道府県及び市町村の土木単価など
- ②員数（件数）の根拠が確認できるもの
労務費であれば作業日報、重機借上料であれば運行記録、処理料金であれば伝票、燃料費であれば使用した燃料の量が分かる資料や走行距離の記録など
- ③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業費の算出根拠が確認できるもの
- ④原則として処理フローをまとめること（フロー図を用いなくても説明ができるような単純なものは除く）。
- ⑤労務費やトラック運行記録などは、集計表を作成すること

※ 実地調査時の朱入れ用として、災害等報告書（添付資料を除く。）の最終版の写しを数部用意して下さい。

※ 事業費算出内訳の根拠資料として、上記資料を添付して下さい。事前提出が間に合わない場合は、実地調査当日に調査会場に準備し、当日提示できるようにして下さい。

※ 資料が用意されておらず実地調査時に事業費算出内訳等の妥当性について証明・説明できない場合は、減額査定となることがあり、後日の再調査も行いませんので、予め御了承願います。

○その他参考となる資料（実地調査当日までに準備いただきたい資料）

- ・災害等廃棄物の発生量や処理見込量が分かる資料
- ・（施設・設備等復旧の場合）被災前後の写真及び施設図面、財産管理台帳、被災した設備等の状況を第三者機関が証明した資料など

○提出部数及び提出先

環境本省正本1部＋地方事務所副本1部を地方環境事務所に、財務局副本1部を管轄の財務局に提出して下さい（市町村へは都道府県において必要となる部数を含めて依頼をして下さい。）

<問い合わせ・報告先> 〇〇地方環境事務所資源循環課 担当者： 電 話： E-mail：
--

(参考：添付書類例)

1. 災害時の気象データ

気象台、都道府県、市町村等での公的データ。

2. 写真

①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの。

②仮置場の状況（仮置場の原形復旧を行う場合は、使用前後の状況）や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの

・仮置場配置図

・仮置場状況

※被災状況の代表的な写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分が把握できるもの）

※写真については、各自治体の災害対策本部で提供されるもので準用できればそれでも可

3. 地図

地図上に以下の場所を明示すること

①気象観測地点

②仮置場

③廃棄物処理施設

④被災状況写真の撮影地点

⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯

※③については、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請の際は不要

②については、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請の際は不要

4. 事業費算出内訳の根拠資料

①積算単価の根拠が確認できるもの

見積書、設計書、建設物価、入札関係資料等のいずれか

②員数（件数）の根拠が確認できるもの

実績においては、作業日報や業務報告書、伝票等、員数が分かる資料を一覧にしたもの（現地調査時において、作業日報や業務報告書、伝票等を調査官が求めた際に提示出来るよう原本については会場に用意しておくこと。）

推計においては、推計の根拠が分かるもの

③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業内容及び事業費の算出根拠が確認できるもの

随意契約においては、随意契約理由書も添付すること。また、見積もりが3者未満の場合は、3者未満である理由書も添付すること